



KOURAKUEN
HOLDINGS



2022年6月3日

各 位

会 社 名 株式会社 幸楽苑ホールディングス
代表者の役職氏名 代表取締役社長 新井田 昇
(東証プライム コード番号 7 5 5 4)
問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 渡 辺 秀 夫
T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
<https://hd.kourakuen.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月3日付の取締役会決議において、2022年6月24日に開催予定の当社第52期定時株主総会に、以下の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が2021年6月16日に施行されたことにより、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、場所の定めのない株主総会の開催に関する規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定の新設及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設を行い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、変更箇所は下線を付しております。

現行定款	変更案
(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <新設>	(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="199 208 778 275"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="167 282 786 533">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="427 555 528 584"><新設></p> <p data-bbox="427 891 528 920"><新設></p> <p data-bbox="427 1227 528 1256"><新設></p>	<p data-bbox="1061 208 1165 237"><削除></p> <p data-bbox="837 555 1053 584"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="805 591 1423 696">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="837 703 1423 880">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="821 887 901 916">附則1</p> <p data-bbox="829 922 1415 1140">1. 変更後定款第11条第2項(招集)の新設は、当社による場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生じるものとする。</p> <p data-bbox="829 1146 1415 1214">2. 本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p data-bbox="821 1220 901 1249">附則2</p> <p data-bbox="829 1256 1423 1514">1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="829 1520 1423 1697">2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="829 1704 1423 1809">3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日の後にこれを削除する。</p>

3. 定款一部変更の日程

定時株主総会決議日 2022年6月24日
定款一部変更の効力発生日 2022年6月24日

以上